

感推第276号  
高第433号  
令和3年6月9日

市町村長  
高齢者入所施設長  
岐阜県医師会長

様

岐阜県健康福祉部長

新型コロナウイルスワクチン接種時における本人確認の徹底について（再周知）

標記について、令和3年4月27日付感推第174号・高第249号にて周知したところですが、その後も県内において、予診時に本人確認を怠ったことによる間違い接種が発生しております。

つきましては、今後、同様の事案が発生することのないよう、貴所におかれましては、今一度関係機関における本人確認の徹底を図っていただきますようお願いします。

新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の実施に関する手引き(3.1版)【一部抜粋】

(対象者の本人確認)

接種実施医療機関等は、窓口に来た対象者の接種券及び予診票を確認し、記載された氏名等と本人確認書類（マイナンバーカード、運転免許証、被保険者証等）の内容を確認する等の方法により、接種の対象者であることを慎重に確認すること。高齢者施設等の従事者の場合は、高齢者施設等の発行する証明書を確認すること。基礎疾患有する者のうち重い精神疾患や知的障害の者の場合は、精神障害者保健福祉手帳、自立支援医療受給者証や療育手帳を確認すること（手帳等により確認できない場合は予診票等で確認すること）。

(接種歴の確認)

複数回接種が必要な新型コロナワクチンを接種する場合、医師は、予防接種済証を確認すること。

ワクチン接種対策室 市町村支援第一係

係長 柴田 担当 小川

電話番号 058-272-8206

高齢福祉課 事業者指導係

係長 堀部 担当 大野

電話番号 058-272-8298



事務連絡  
令和3年5月7日

各 都道府県  
市町村  
特別区 衛生主管部（局） 御中

厚生労働省健康局健康課予防接種室

### 新型コロナ予防接種の間違いの防止について

新型コロナウイルス感染症に係る予防接種（以下「新型コロナ予防接種」という。）の実施に当たっては、「新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の実施に関する手引き」（「新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の実施に関する手引きについて」（令和2年12月17日付け健発1217第4号厚生労働省健康局長通知別添。以下「自治体向け手引き」という。）において、予防接種に係る間違いの発生防止に努めるとともに、間違いの発生を迅速に把握できる体制をとり、予防接種の間違いが発生した際には、厚生労働省に速やかに報告することとしているところです。

今後、各自治体において接種回数が大きく増加することが予想されますが、改めて、各自治体におかれましては、「間違い接種チェックリスト」（自治体向け手引き 様式4-7-1）や、これまでの新型コロナ予防接種において発生した間違い事例及びそれらに対する留意点（別紙）等を参考に予防接種に係る間違いの発生防止に努めていただき、引き続き、新型コロナ予防接種の適切な実施に向けた取組を進めていただきますようお願いします。

(参考資料) これまでの新型コロナ予防接種において発生した間違い事例及びそれに対する留意点

事例	留意点
(接種間隔について) <ul style="list-style-type: none"> <li>・新型コロナワクチンの1回目接種後、確認不足により、18日以上の間隔をあけずに2回目を接種した。</li> <li>・定期接種のワクチン接種後、13日以上の間隔をあけずに新型コロナワクチンを接種した。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・接種券と接種済証は通常同一の台紙にあることから、受付での接種券確認時に接種済証の接種日時を確認することや、予診時に予診票の記載内容を確認することにより、前回接種から必要な期間があいているか確認すること。</li> </ul>
(接種対象者について) <ul style="list-style-type: none"> <li>・接種対象者の年齢について、今年度中に16歳以上となる者は年度当初から接種可能と誤認し、接種時点で16歳未満の者に接種した。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「16歳以上」については、誕生日の前日(24時)に1歳年をとると考えるため、例えば、平成17年(2005年)7月30日生まれの者は令和3年(2021年)7月29日に16歳以上となり本予防接種の対象者となる。</li> <li>この点に留意しながら、予診票や本人確認書類により、接種対象となる年齢に達しているか確認すること。</li> <li>・接種券の送付の際は、令和3年度中に接種対象年齢となる者については、誕生日ごとなど、新たに接種対象となった者に対して自治体の発送頻度に沿ったきめ細かな発送を行うこと。</li> </ul>
(施設における接種について) <ul style="list-style-type: none"> <li>・高齢者施設における入所者への接種について、接種会場に接種対象者と非接種対象者が混在していたこと等により、対象ではない(既に接種済で18日以上の間隔があいていない)者に接種した。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・高齢者施設等では、職員と接種対象者は顔なじみであることから、視認のみで確認するのではなく以下の対応例を参考に、接種従事者は接種を行う際に接種対象者であることを確実に確認すること。(対応例) <ul style="list-style-type: none"> <li>・接種券及び予診票を用いて接種対象者であることや新型コロナ予防接種歴を確認する。</li> <li>・接種対象者と非接種対象者が混在しないように、接種を行う区域を明確にするとともに、接種時に予診票や接種予定者リスト等で確認する。</li> <li>・予診票を接種対象者の手元におき接種終了時に回収する。</li> </ul> </li> </ul>

感推第174号  
高第249号  
令和3年4月27日

市町村長  
高齢者入所施設長  
岐阜県医師会長

様

岐阜県健康福祉部長

### 新型コロナウイルスワクチン接種時における本人確認の徹底について

標記について、平素より適切に実施していただいているところですが、今般、県内高齢者施設において、予診時における医師による本人確認を怠った結果、間違い接種が発生しました。

つきましては、今後同様の事案を未然に防止するため、接種実施医療機関におかれましては、本趣旨をご理解の上、ワクチンの接種を実施していただくようお願いします。

#### 新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の実施に関する手引き(2.2版)【一部抜粋】

##### (対象者の本人確認)

接種実施医療機関等は、窓口に来た対象者の接種券及び予診票を確認し、記載された氏名等と本人確認書類（マイナンバーカード、運転免許証、被保険者証等）の内容を確認する等の方法により、接種の対象者であることを慎重に確認すること。高齢者施設等の従事者の場合は、高齢者施設等の発行する証明書を確認すること。基礎疾患有する者のうち重い精神疾患や知的障害の者の場合は、精神障害者保健福祉手帳、自立支援医療受給者証や療育手帳を確認すること（手帳等により確認できない場合は予診票等で確認すること）。

##### (接種歴の確認)

複数回接種が必要な新型コロナワクチンを接種する場合、医師は、予防接種済証を確認すること。

#### ワクチン接種対策室 市町村支援第一係

係長	長屋	担当	水野(ひ)
電話番号	058-272-8206		

#### 高齢福祉課 事業者指導係

係長	堀部	担当	大野
電話番号	058-272-8298		